

# 江別市自治基本条例検討委員会 提 言 書

平成29年3月22日

江別市自治基本条例検討委員会

# 目 次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>検討結果</b>	<b>2</b>
	(1) 条例の見直しについて	2
	(2) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について	2
	(3) 市民参加・市民協働の推進について	3
	(4) その他の取り組みについて	4
	(5) 今後の取り組みの方向性について	5
<b>3</b>	<b>検討方法</b>	<b>6</b>
	(1) 自治基本条例検討委員会の設置	6
	(2) 自治基本条例アンケートの実施	7

# 1 はじめに

江別市自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進めるための理念や基本的なルールなどを定める条例として、平成21年7月1日に施行されました。

江別市では、この条例の基本理念や基本原則の実現に向け、さまざまな取り組みが進められてきましたが、まちづくりについてのさまざまな課題も見受けられます。

施行から8年目を迎えた平成28年7月、条例第29条に基づき、学識経験者、有識者、公募市民の8名で構成する「江別市自治基本条例検討委員会」が設置され、この条例が所期の目的を達成しているかどうかの検討を開始しました。

検討にあたっては、江別市が実施したアンケート結果をはじめ、市民の方々からいただいたご意見を踏まえ、現状と課題そしてそれらへの対応について協議を重ね、提言書としてまとめました。

この提言書が、本市における市民自治の推進に役立てられることを期待するとともに、市民の方々からいただいた多くの貴重なご意見が、条例の基本理念や基本原則の実現に向けた行政運営の一助となるよう期待します。

平成29年3月

江別市自治基本条例検討委員会

委員長 石黒 匡人

副委員長 深瀬 禎一

委員 伊藤 雅康 工藤 多希子 後藤 一樹

小山 千賀子 田口 智子 山元 規子

## 2 検討結果

### (1) 条例の見直しについて

江別市自治基本条例は、平成 17 年の江別市自治基本条例市民懇話会設置以降、市民の手により熱心な議論を重ねたうえで作り上げられました。この条例は、平成 21 年 7 月に施行され、本市のまちづくりにおける最高規範として位置付けられています。

当委員会では、関連する他の条例、さまざまなまちづくりに関する制度や取り組みなどについて報告を受けたうえで、この条例自体の妥当性と今後のまちづくりの方向性という視点から、すべての条文について検討を行いました。

検討の結果、条例の条文については、まちづくりのルールとして適切に表現されており、現在のところは特に変更、修正の必要はない、との結論に至りました。

しかし、この条例に基づくまちづくりをより良いものとするために、現行の制度に関する運用や取り組みの改善などについて、次のとおり提言いたします。

### (2) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

江別市は、平成 28 年 8 月に市民 5,000 人を対象に「自治基本条例アンケート」（以下「条例アンケート」と表記。）を実施しましたが、そこで回答をいただいた 1,618 人において、自治基本条例の認知度は 4 割弱であり、残念ながら、4 年前の条例見直し時と変わっていない状況です。また、平成 27 年に施行された市民参加条例の認知度も 3 割弱にとどまっています。自治基本条例は、施行から現在まで、パンフレットの配布や講演会の開催、小学校への出前講座など、さまざまな啓発に努めてはいるものの、市民からはまだ遠い存在であり、十分には理解されていない状況にあると言えます。

市民にとって、条例の内容がより分かりやすいものとなるよう、これまでの解説書については、更なる改善が必要です。さらに、条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、分かりやすく、親しみやすいパンフレットを市民のアイディアも取り入れながら作成するなど、新たな取り組みも必要と考えます。

また、より多くの市民にこれらの条例を知ってもらうためには、自治会や大学、市民活動団体、関係団体のイベントなど、さまざまな機会をとらえて、分かりやすい資料で条例が目指すまちづくりの内容を PR していくとともに、市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます。

### (3) 市民参加・市民協働の推進について

#### ①市民参加の推進について（第24条関係）

市民参加条例に規定されている附属機関等（審議会、委員会、協議会など）やパブリックコメントは、「参加の仕方が分からない」との意見も多く、これらの方法が市民にとって、より身近な存在となるよう、参加手続きや制度そのものについて、一層のPRに力を入れていただきたいと思います。

また、条例アンケートにおいて、「アンケート調査」や「市民説明会」は有効な市民参加の方法として回答数が多かったことから、市は、広く市民の意見を聞き取る必要がある際には、これらの方法をできるだけ採用するよう努めるべきです。

附属機関等における委員を選任する際には、情報公開に努めるとともに、委員を公募する際には、性別や人数の割合など、それまでの構成にとらわれることなく、できるだけ多くの市民の参加が得られるよう努力していただきたいと思います。また、附属機関等において、審議する案件に応じて、選任された委員以外の市民の意見を聞き取る必要がある場合には、より多くの市民の声が反映できる手法について、考慮すべきと考えます。

#### ②市民協働の推進について（第25条関係）

条例アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化を図っていくことが必要です。

また、条例アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動（自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など）に参加するには、「きっかけが必要」と回答しており、今後も、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりについて、検討すべきと考えます。

一方、市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の育成を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についてのPRがより効果的なものとなるよう、それぞれの団体と共に取り組んでいくことを望みます。

市民協働条例制定に向けては、市やまちづくり活動に携わるさまざまな団体が、

上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みをさらに進めていく必要があります。

#### **(4) その他の取り組みについて**

##### ①市民の責務について（第7条関係）

市民自治のまちづくりには、市民のまちづくりに対する自主性、自立性を最大限尊重したうえでの参加が不可欠であり、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、この条例に規定されている市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的にアピールしていくことが必要です。

##### ②危機管理・防災について（第17条関係）

全国で発生している大規模災害は、江別市民にとって決して他人事ではなく、市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会など一層の連携を図っていくべきと考えます。

##### ③情報共有の推進について（第21条関係）

まちづくりに関する情報を市と市民が共有することは、市民自治の前提であることから、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、より分かりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力していただきたいと考えます。また、ホームページが見られない方へのまちづくりに関する情報提供の在り方についても検討されることを望みます。

さらに、まちづくりについて、市民からの意見、要望、提案、苦情などを受け付ける「市民の声」については、行政内部での情報共有にとどまることなく、内容によっては、今後市民にも公表していくべきと考えます。

##### ④住民投票について（第26条関係）

住民投票や地方自治法に規定されている直接請求については、市民にとってなじみの薄い制度であることから、解説書において、その手続きなどを分かりやすく記載する必要があります。

##### ⑤市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価（第28条関係）

市民によるまちづくりに関する評価は、これまで行政評価外部評価委員会や毎年行うまちづくり市民アンケート、附属機関等への市民委員の登用やパブリックコメントといった市民参加などさまざまな方法で行われています。

今後においても、市民参加条例第12条に基づく市民参加の状況の公表の際は、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、より

適切で、有効な評価ができる手法や仕組みについて検討していくことが必要であると考えます。

#### **(5) 今後の取り組みの方向性について**

江別市では、これまで、市政の情報共有、市民の積極的なまちづくりへの参加と協働という条例の基本理念のもと、さまざまな取り組みが進められてきました。

市民自治のまちづくりをさらに進めていくためには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識や市民の責務についての理解度を一層高めていくことが必要です。

市民の認知度や意識などが高まるには、時間がかかるものと考えますが、まずは、より分かりやすくという視点で、前述の条例解説書の改善、パンフレットの作成による啓発活動、ホームページの見直しなどにより、多くの市民にまちづくりについての情報を知ってもらい、理解してもらうことが重要です。

また、条例アンケートにおいて、9割以上の方が市の情報の入手手段と回答している「広報えべつ」を有効に活用し、条例が目指すまちづくりや市民参加制度、協働の考え方や取り組みなどを分かりやすく紹介し、関心や興味を持ってもらうことが必要と考えます。

### 3 検討方法

平成28年7月に自治基本条例検討委員会が設置され、8回にわたり協議を重ねてきました。

検討にあたり、市の取り組み状況や条例アンケートによる市民意見を踏まえながら、すべての条項について審議する中で、市民や市が取り組む市民自治に基づくまちづくりの現状評価や課題について議論し、条例の妥当性やまちづくりの方向性について整理しました。

#### (1) 自治基本条例検討委員会の設置（学識者、有識者、公募市民の8名により構成）

##### ①委員会開催状況

- ・ **第1回**     **平成28年 7月25日**
  - ・ 委嘱状の交付     ・ 委員長、副委員長の選出
  - ・ 委員会の進め方について
  - ・ 自治基本条例アンケート（案）について 等
- ・ **第2回**     **平成28年 8月19日**
  - ・ 自治基本条例アンケート（案）について
  - ・ 各条項の現状評価と課題について  
（前文、第8章、第9章、第10章、第11章）
- ・ **第3回**     **平成28年 9月30日**
  - ・ 各条項の現状評価と課題について 等  
（第2章、第3章、第4章）
- ・ **第4回**     **平成28年10月31日**
  - ・ 自治基本条例アンケート結果について
  - ・ 各条項の現状評価と課題について 等  
（第5章、第6章）
- ・ **第5回**     **平成28年11月24日**
  - ・ 各条項の現状評価と課題について 等  
（第7章）
- ・ **第6回**     **平成28年12月26日**
  - ・ 各条項の現状評価と課題について  
（第1章）
  - ・ これまでの検討結果及び方向性の確認について 等
- ・ **第7回**     **平成29年 1月23日**
  - ・ 提言書の概要（骨子）について 等
- ・ **第8回**     **平成29年 2月23日**
  - ・ 提言書（案）について



②委員名簿（任期：平成28年7月25日～平成29年3月31日）

職	氏名	職業等
委員長	石黒 匡人	小樽商科大学商学部教授
副委員長	深瀬 禎一	江別市自治会連絡協議会理事
	伊藤 雅康	札幌学院大学法学部教授
	工藤 多希子	江別市女性団体協議会会長
	後藤 一樹	公募市民
	小山 千賀子	公募市民
	田口 智子	北翔大学短期大学部教授
	山元 規子	特定非営利活動法人 Z(i)G在宅支援技術者連絡協議会理事

※委員長、副委員長以外は50音順

## （2）自治基本条例アンケートの実施

江別市は、当委員会での検討が、より市民の目線に近いものとなるよう、条例の認知度、条例に定める市民自治の基本原則（情報共有、市民参加・協働、信託と責任）などに関するアンケートを実施しました。

当委員会では、いただいたご意見を踏まえ、検討を行いました。

- 【1】実施期間：平成28年8月31日～9月20日
- 【2】対象：江別市に在住の満18歳以上の市民5,000人
- 【3】抽出方法：平成28年6月1日時点の住民基本台帳より、全人口に占める地区別（江別・野幌・大麻）、男女別、年齢階層別の人口比率に応じて5,000人を無作為抽出
- 【4】回答者数：1,618人
- 【5】回答率：32.36%
- 【6】内容（結果）：資料編を参照ください。

# 江別市自治基本条例検討委員会

資 料

# 目 次

## 1 自治基本条例アンケート結果 . . . . . 1

自治基本条例の認知度、市民自治の基本原則、市民参加機会の満足度等について把握するため実施しました。調査方法などについては、本編 7 ページを参照ください。

## 2 検討委員会における意見集約結果 . . . . . 23

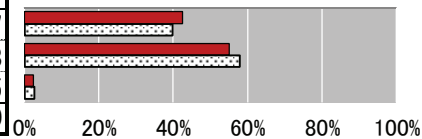
条例に基づく取り組み状況、現状評価・課題などを一覧にまとめました。

# 自治基本条例アンケート結果

※複数回答は割合の高い順に並べ替えています。  
 ※ ■ はH28の割合、▨ はH24の割合を示しています。

## 問1 性別

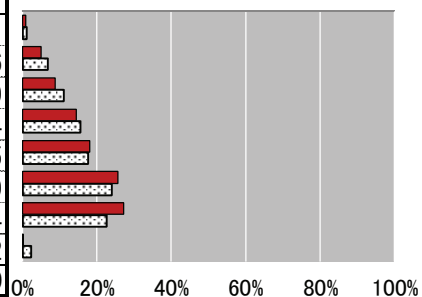
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	男性	688	42.5	602	39.7
2	女性	890	55.0	876	57.8
	無回答	40	2.5	37	2.5
	全体	1,618	100.0	1,515	100.0



※H24自治基本条例アンケートより

## 問2 年代

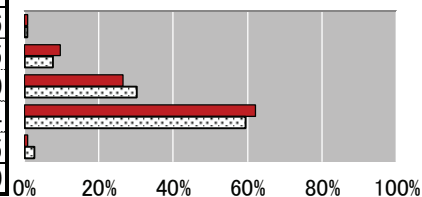
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	10代	13	0.8	16	1.1
2	20代	80	5.0	100	6.6
3	30代	141	8.7	165	10.9
4	40代	235	14.5	233	15.4
5	50代	293	18.1	265	17.5
6	60代	414	25.6	362	23.9
7	70代以上	440	27.2	340	22.4
	無回答	2	0.1	34	2.2
	全体	1,618	100.0	1,515	100.0



※H24自治基本条例アンケートより

## 問3 「江別市自治基本条例」を知っているか

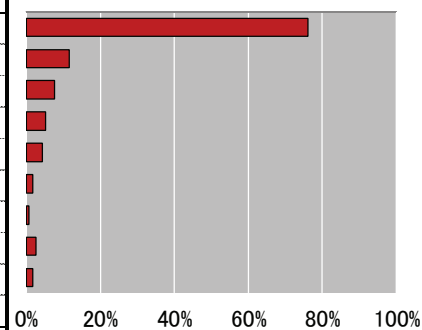
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	内容までよく知っている	13	0.8	9	0.6
2	どのようなものかある程度知っている	156	9.6	114	7.5
3	名前は聞いたことがある	429	26.5	455	30.0
4	まったく知らない	1,006	62.2	899	59.4
	無回答	14	0.9	38	2.5
	全体	1,618	100.0	1,515	100.0



※H24自治基本条例アンケートより

## 問4 (問3で1~3と回答した方に)「江別市自治基本条例」を何で知ったか(複数回答)

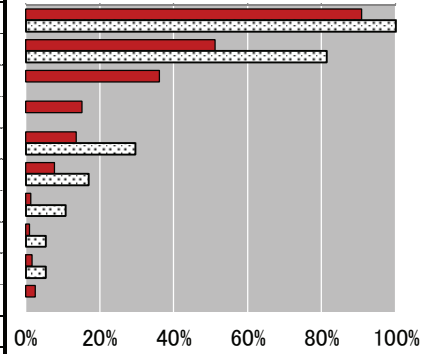
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	広報えべつ	455	76.1		
3	市のパンフレットやリーフレット	69	11.5		
2	市のホームページ	45	7.5		
7	知人や家族を通じて	31	5.2		
4	新聞	26	4.3		
5	情報公開コーナー	10	1.7		
6	出前講座	4	0.7		
8	その他	15	2.5		
	無回答	10	1.7		
	非該当	1,020			
	合計	1,685	111.2		
	全体	598	100.0		



※H28新設

問5 江別市でお知らせしている情報の入手手段（3つまで）

No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	広報えべつ	1,470	90.9	112	100.0
7	自治会回覧	828	51.2	91	81.3
4	新聞	584	36.1		
3	市のパンフレットやリーフレット	246	15.2		
2	市のホームページ	221	13.7	33	29.5
8	知人を通じて	125	7.7	19	17.0
5	情報公開コーナー	21	1.3	12	10.7
6	出前講座	17	1.1	6	5.4
9	その他	28	1.7	6	5.4
	無回答	41	2.5	0	0.0
	合計	3,581	221.3	279	249.1
	全体	1,618	100.0	112	100.0

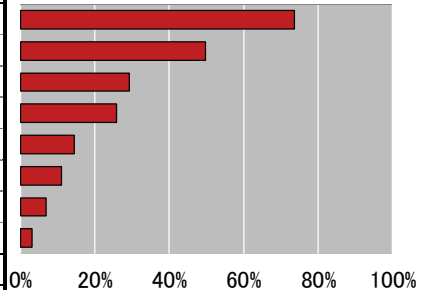


※H24第2回モニターアンケートより

※選択肢「新聞」「市のパンフレットやリーフレット」は今回新設

問6 まちづくりに関する情報を得やすくするために必要なこと（3つまで）

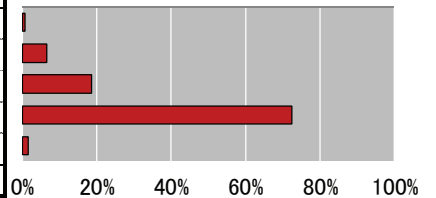
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
5	広報えべつの内容を充実させる	1,191	73.6		
1	まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する	806	49.8		
4	パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす	472	29.2		
2	まちづくりに関する情報を集めたホームページを整備する	417	25.8		
3	まちづくりに関する情報を集めた施設を整備する	234	14.5		
6	まちづくりに関するセミナーを開催する	179	11.1		
7	その他	112	6.9		
	無回答	50	3.1		
	合計	3,461	213.9		
	全体	1,618	100.0		



※H24と選択肢の内容を変えたため、比較できない。

問7 「江別市市民参加条例」が昨年10月に施行されたことを知っているか

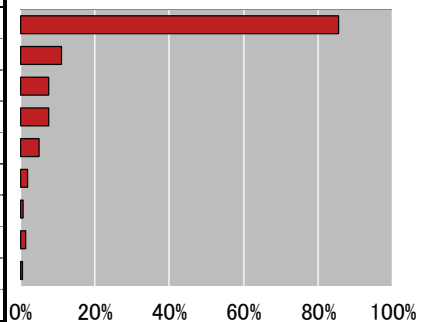
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	内容までよく知っている	12	0.7		
2	どのようなものかある程度知っている	107	6.6		
3	名前は聞いたことがある	302	18.7		
4	まったく知らない	1,172	72.4		
	無回答	25	1.6		
	全体	1,618	100.0		



※H28新設

問8 （問7で1~3と回答した方に）「江別市市民参加条例」を何で知ったか（複数回答）

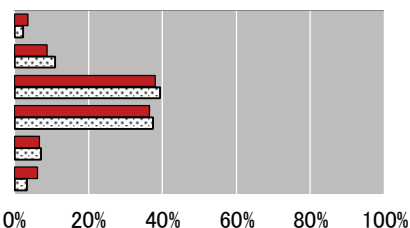
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	広報えべつ	360	85.5		
2	市のホームページ	46	10.9		
3	市のパンフレットやリーフレット	32	7.6		
4	新聞	32	7.6		
7	知人や家族を通じて	21	5.0		
5	情報公開コーナー	8	1.9		
6	出前講座	3	0.7		
8	その他	6	1.4		
	無回答	2	0.5		
	非該当	1,197			
	合計	1,707	121.1		
	全体	421	100.0		



※H28新設

問9 市民参加の機会が十分にあると思うか

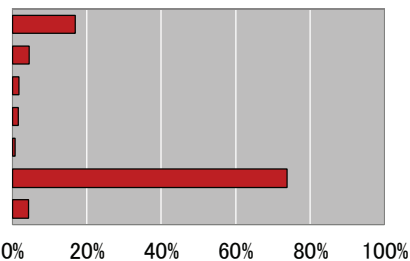
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	十分あると思う	61	3.7	34	2.2
2	やや思う	142	8.8	165	10.9
3	普通	616	38.1	595	39.3
4	あまり機会があると思わない	591	36.5	565	37.3
5	まったく思わない	108	6.7	106	7.0
	無回答	100	6.2	50	3.3
	全体	1,618	100.0	1,515	100.0



※H24自治基本条例アンケートより

問10 これまでに参加したことがあるもの（複数回答）

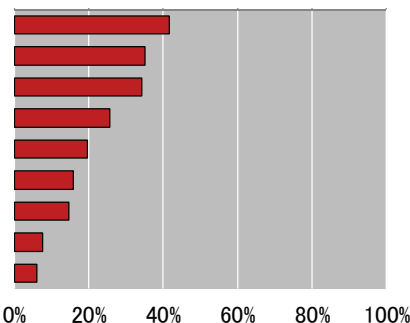
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
5	アンケート調査	272	16.8		
3	市民説明会	72	4.4		
1	附属機関等	29	1.8		
4	ワークショップ	25	1.5		
2	パブリックコメント	12	0.7		
6	参加したことがない	1,195	73.9		
	無回答	69	4.3		
	合計	1,674	103.5		
	全体	1,618	100.0		



※H24は、パブリックコメント、審議会、説明会・出前講座について、それぞれ個別の設問としており、比較できない。

問11 市民参加を推進するために有効なこと（3つまで）

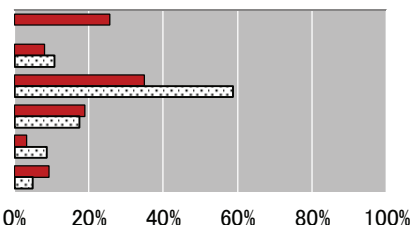
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
5	アンケート調査	673	41.6		
3	市民説明会	568	35.1		
6	市に意見が出せる制度	555	34.3		
7	市民が話し合える場	415	25.6		
2	パブリックコメント	318	19.7		
4	ワークショップ	257	15.9		
1	附属機関等	237	14.6		
8	その他	123	7.6		
	無回答	96	5.9		
	合計	3,242	200.4		
	全体	1,618	100.0		



※H28新設

問12 多くの市民に参加してもらうために必要なこと（1）附属機関等

No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	制度自体のPRを行う	416	25.7		
2	開催する時間帯を工夫する	131	8.1	11	10.6
3	参加方法を分かりやすく知らせる	565	34.9	61	58.7
4	意見がどのように反映されるか知らせる	306	18.9	18	17.3
5	その他	52	3.2	9	8.6
	無回答	148	9.2	5	4.8
	全体	1,618	100.0	104	100.0

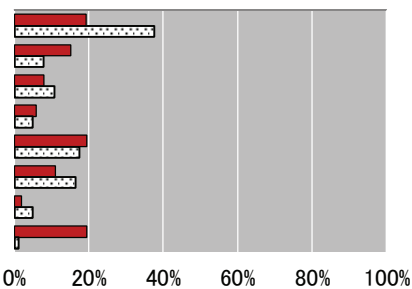


※H24第1回モニターアンケートより

※選択肢「制度自体のPRを行う」は今回新設

問12 多くの市民に参加してもらうために必要なこと (2) パブリックコメント

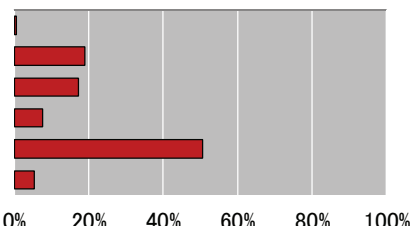
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	制度自体のPRを行う	312	19.3	39	37.5
2	簡単に意見を出せるようにする	246	15.2	8	7.7
3	意見の提出方法を分かりやすくする	129	8.0	11	10.6
4	意見を出せる機会を増やす	94	5.8	5	4.8
5	計画や方針の内容を分かりやすく知らせる	314	19.4	18	17.3
6	提出した意見がどのように反映されるのか知らせる	177	10.9	17	16.3
7	その他	31	1.9	5	4.8
	無回答	315	19.5	1	1.0
	全体	1,618	100.0	104	100.0



※H24第1回モニターアンケートより

問14 江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思うか

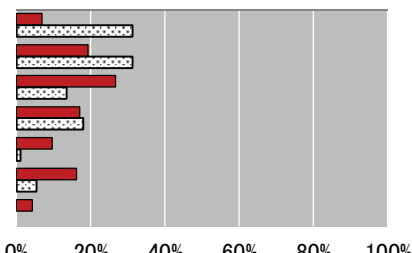
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	非常に進んでいる	7	0.4		
2	進んでいる方である	305	18.9		
3	あまり進んでいない	278	17.2		
4	進んでいない	123	7.6		
5	分からない	819	50.6		
	無回答	86	5.3		
	全体	1,618	100.0		



※H28新設

問15 まちづくり活動に参加したことがあるか

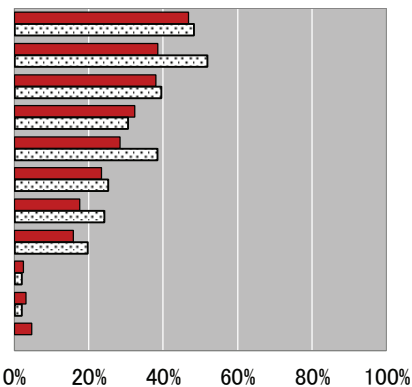
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	現在も積極的に参加している	111	6.9	35	31.2
2	現在もときどき参加している	311	19.2	35	31.2
3	過去に参加したことがある	431	26.6	15	13.4
4	参加したことはないが、今後参加してみたい	277	17.1	20	17.9
5	参加したいと思わない	157	9.7	1	0.9
6	どちらともいえない	262	16.2	6	5.4
	無回答	69	4.3	0	0.0
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

問16 まちづくり活動に参加するにあたって必要なこと (3つまで)

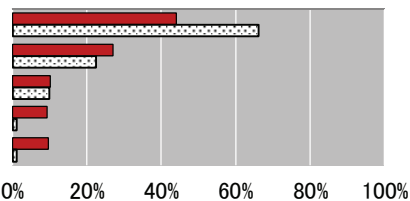
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
5	参加するきっかけ	757	46.8	54	48.2
1	時間	624	38.6	58	51.8
8	関心や興味	614	37.9	44	39.3
3	健康や体力	523	32.3	34	30.4
7	活動団体や活動内容に関する情報	460	28.4	43	38.4
6	一緒に活動する仲間	378	23.4	28	25.0
2	活動する場所	285	17.6	27	24.1
4	参加するための知識・技術	256	15.8	22	19.6
9	条例・規則などによる仕組み	39	2.4	2	1.8
10	その他	49	3.0	2	1.8
	無回答	75	4.6	0	0.0
	合計	4,060	250.9	314	280.4
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

問17 「活動する場所」として次の施設を知っているか(1)公民館・住区会館(自治会館)

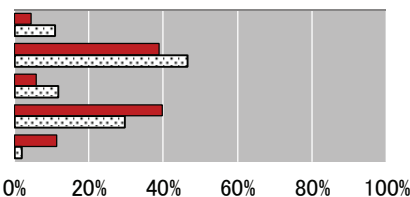
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	利用している	712	44.0	74	66.1
2	利用したことがない	437	27.0	25	22.3
3	今後利用してみたい	163	10.1	11	9.8
4	知らない	150	9.3	1	0.9
	無回答	156	9.6	1	0.9
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

問17 「活動する場所」として次の施設を知っているか(2)江別市民活動センター・あい

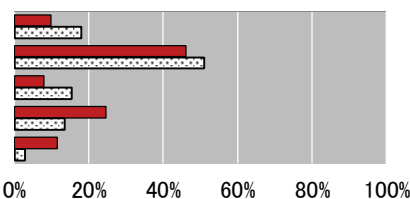
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	利用している	71	4.4	12	10.7
2	利用したことがない	628	38.8	52	46.4
3	今後利用してみたい	94	5.8	13	11.6
4	知らない	643	39.7	33	29.5
	無回答	182	11.3	2	1.8
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

問17 「活動する場所」として次の施設を知っているか(3)江別市社会福祉協議会

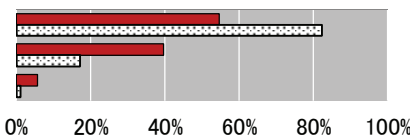
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	利用している	159	9.8	20	17.8
2	利用したことがない	747	46.2	57	50.9
3	今後利用してみたい	128	7.9	17	15.2
4	知らない	397	24.5	15	13.4
	無回答	187	11.6	3	2.7
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

問19 情報公開制度があることを知っているか

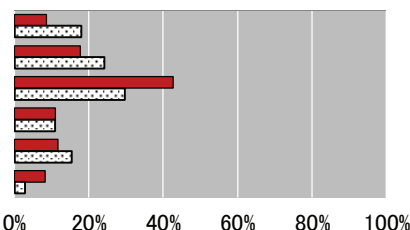
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	知っている	885	54.7	92	82.1
2	知らない	641	39.6	19	17.0
	無回答	92	5.7	1	0.9
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

問20 江別市は適正に情報を公開していると思うか

No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	適正に公開していると思う	140	8.6	20	17.8
2	まあまあ公開していると思う	286	17.7	27	24.1
3	普通	691	42.7	33	29.5
4	足りない	178	11.0	12	10.7
5	その他	189	11.7	17	15.2
	無回答	134	8.3	3	2.7
	全体	1,618	100.0	112	100.0

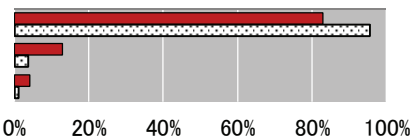


※H24第2回モニターアンケートより



問21 個人情報保護制度があることを知っているか

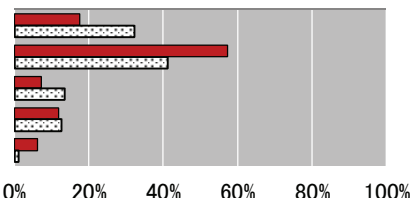
No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	知っている	1,343	83.0	107	95.5
2	知らない	208	12.9	4	3.6
	無回答	67	4.1	1	0.9
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

問22 江別市は適正に個人情報を保護していると思うか

No.	カテゴリー名	H28		H24	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	適正に保護している	283	17.5	36	32.1
2	普通	928	57.3	46	41.1
3	もっと厳格にするべきである	116	7.2	15	13.4
4	その他	192	11.9	14	12.5
	無回答	99	6.1	1	0.9
	全体	1,618	100.0	112	100.0



※H24第2回モニターアンケートより

## その他記入意見一覧

### 問4 「江別市自治基本条例」を何で知ったか

1	自治会役員をしていたので
2	市議に聞いた
3	市役所窓口にて口頭説明
4	広報えべつ
5	このアンケートで

### 問5 江別市でお知らせしている情報の入手手段

1	フェスブック
2	まるまる新聞
3	家族との会話
4	町内会役員・民生委員を通して
5	フリーペーパー
6	野幌公民館広報コーナー
7	親

### 問6 まちづくりに関する情報を得やすくするために必要なこと

1	SNSやメールを活用した情報発信と伝達
2	広報車の活用
3	コンビニ、スーパーに大きな掲示、新札幌駅に分室
4	イベント時にまちづくり情報を発表
5	回覧板などで周知させる
6	市職員が日常的に町内会活動に参加して情報発信、情報提供していく
7	電話での相談対応を充実させる
8	既存の自治会活用、自治会長、区長が、わが“まちづくり”についての情報に精通していただく
9	子育て世代は保育園、幼稚園、支援センターに貼り出す
10	活動全般を記すのではなく、主テーマごとに、主義・内容を告知
11	メールマガジン作成、登録の呼びかけ
12	SNSの活用
13	イオン江別に来てもらう
14	出前講座を増やす
15	イベントを開催する
16	情報の全戸配布
17	QRコードを活用して、ホームページの閲覧数を増やすなどの対策をはかる
18	デジタル放送など、TV活用

### 問8 「江別市市民参加条例」を何で知ったか

1	このアンケートの条文と解説
2	勉強会

問11 市民参加を推進するために有効なこと

1	日常的な市職員の活動
2	江別市として、もっと新しい企画を期待したい
3	税金のムダ使いやめてください
4	市民参加廃止
5	休まずに参加出来る体制
6	WEB意見箱
7	インターネットの活用
8	町内会を活用する団体に働きかける
9	日曜日等で意見を聞いてほしい
10	直接意見を言ったり投書する場の一本化。政策や課・係を超えて窓口を一本化し市民に周知する
11	学校など、各所関係機関との連携
12	遠隔地に配慮がほしい
13	自治会をとおして情報を発信していく
14	市政策案（企画事案、課題など）の事前周知（提供）、意見収集など必要
15	企画と市民参加可能日の年間スケジュール表の広報
16	チラシなどによる広報媒体
17	HP等に気軽に記入できるページを設ける
18	農園・花園（ぶどう狩り・イチゴ狩）等で、軽く（しつこくなく）説明することなど初歩的な宣伝活動から始める

問12 以下の市民参加について多くの市民に参加してもらうために必要なこと

(1) 附属機関等

1	市職員が情熱を持って参加を呼び掛ける
2	土曜日・日曜日の活用
3	町内会など通じて広報する
4	気軽に発言できること。かたいイメージがあるので、難しそうに感じますがこんな風を実施していますというイメージ。動画とか気軽に見られるとよいかもかもしれません。目に見えた方がいいと思います。
5	市民からの意見を吸って上げる電話窓口、アンケート箱
6	附属機関は普通の市民にとっては参加するのは気が引ける
7	各自治会ごとに、参加者を募集する。毎年実施
8	自治会との連絡を密にする
9	それぞれの分野（改善点）で集まり、そのチームで意見を出し、まとめていく仕組みをつくる
10	開催場所を多くする
11	楽しい企画を集めて、次々とやってみる

問12 以下の市民参加について多くの市民に参加してもらうために必要なこと

(2) パブリックコメント

1	わからない
2	市職員が日常的に参加を呼び掛け
3	ネット上でパブコメを出せるようにする
4	必要性がない
5	テレビ・ラジオ・インターネット等の利用
6	1～6の項目、すべて必要かと思います
7	パブリックコメントは日本語で表示してください
8	利害関係者以外にも、積極的に利用するよう呼びかける
9	施策が必要となる課題の説明。施策による予測効果などの説明も必要
10	市民の意識改革
11	各自治会に期限を分けて提出させる
12	市民に公表する周知の方法を考えるのが先

問16 まちづくり活動に参加するにあたって必要なこと

1	助成金
2	政策の明確な方針
3	魅力
4	誰でもいつからでも参加しやすい透明性
5	自治会を利用してほしいです
6	しっかりとしたテーマ、フィードバック
7	経費の補填・補助の適応
8	余裕をもった事前告知、広報
9	市に対する共通の目的
10	無料で利用できる福祉バス
11	企業との関わり、個々では弱いのもっと江別の企業と結束して企業から個々へ
12	経費・活動費
13	広報活動

問20 江別市は適正に情報を公開していると思うか

1	わからない
2	申し訳ありませんが、何をもって「適正に公開している」かが判断できません
3	都合の悪いことは公開しないのでないか
4	情報公開の状況実績を存じていない
5	どこの市町村でもある程度、要求があれば公開していると思われる
6	私の勉強不足か、情報公開された案件について目にしたことがない
7	しているのかしていないのかさっぱりわからない
8	そもそもどこでしているのかわからない

問22 江別市は適正に個人情報保護していると思うか

1	わからない
2	様々な分野で情報の扱いについて問題が発生している。常にチェックを怠らないこと
3	必要な理由に基づく、柔軟な対応が必要
4	もう少し緩くてもよい
5	実態がわからない
6	建物の電話番号くらい教えてもよいのでは
7	情報を保護されている、と何をもって感じられるのかわからない
8	個人名、住所、地番等、公園などに開示してあり、個人情報を保護しているとは思えない
9	保護しているのですが、いつ破られるのかわからない
10	一度の情報流出は取り返せない。適正と信じる怖さはある
11	状況（そのときの）に応じた具体的な面での適用（摘用）があやふやな点がある
12	個人情報を必要とする所轄は厳格に管理していると思う

## 選択理由一覧

### 問9 市民参加の機会が十分にあると思うか

#### ●十分あると思う

1	十分にあるのかもしれないが、主体的参加の意欲に欠ける者をどう覚醒させるかが問題。
2	個人に、参加の意識が低いだけであり、その意識があれば、機会は充分にあると思う。
3	色々な催しを行っているから。
4	都市計画審議会公募委員及び景観審議会公募委員等の市民参加型の行政を頻繁に取り入れているように思います。
5	多くあれば経費がかさむ。
6	公民館へ行くと催事等のポスターが掲示されていますが、内容が分からないため参加できない方もいるのでは。
7	地域の交流等が多くみられます。自分は参加していませんが。
8	自治会がある団地に入居しているので、集会などに参加すれば必然的に市民参加もできるため。
9	一度ボランティアで参加した「江別子ども祭り」の例もあるので、このような機会を増やした方がよいと思ったから。

#### ●やや思う

1	新聞などでいろんな催しや取り組みが載っているのを見るので。
2	関心を持ってあたりを見回せばけっこう情報源がありますね。
3	いろんな集まりが多く見受けられる。
4	他の市に比べれば機会があると思うが、なかなか参加できるものがない。
5	マスコミ、情報誌に記載されていることがある。
6	イベントが多くてよい。やきもの市もよい。
7	江別市民祭りなど、広い年代に楽しめる行事ごとがあるから。
8	私自身は積極的な参加はしていないが、自治会活動や、市議会の傍聴なども可能だし、意見を提出する機会もある。
9	まるごとフェスタなど市民にあったものがある。
10	市民参加を募る文章をときどき見る。

#### ●普通

1	自分自身が関心をもっていないのが1番の要因であると思うため。
2	今までは自ら積極的に参加しようという意志がなかったので、よく分からないというのが現状です。
3	比較するものがない。
4	受け取る市民の側にも、意識改革が必要でしょう。
5	地域的に会場が野幌大麻地区で行われる事が多い、交通の便が悪い所に住んでいる高齢者は参加できない。
6	参加する意思のある人は参加に積極的だと思うし、興味のない人は全く参加しないと思う。
7	年代もあり、あまり興味がわかない。
8	自治会など組織・団体役員の参加が優先的となり、一般参加を募っているものでも、躊躇してしまう。
9	どこの市町村でも、同程度の事を実施していると思う。
10	日時の都合の悪い時もある。また、内容が条件に合わない時もある。また、参加できない人もいるため。
11	参加する場面が実感できていない。
12	参加する意欲は人によってちがうので何とも言えない。
13	こんなものだとは思いますが、学生や社会人はどのような機会があるのかも知り得ないし参加する時間もなく、ボランティア好きや高齢者の道楽にとどまっていると感じる。
14	自分が行こうと思うことがない。面倒な思いもあり。
15	周知方法の多用性が必要だと思う。
16	機会はあがるが、ハードルが高そう。
17	他市町村と比較した場合多いとも少ないとも思わないから。
18	普段生活をしていて市民参加の機会がどのような形であるのかということも、知りうる事が難しいと思うから。
19	他市と比べたことがないが、広報以外の情報はあまり気づかない。

●あまり機会があると思わない

1	市民参加の機会を知ることが少ないため、参加しようがない。
2	市民参加方法、要領がまったく示されていない。
3	やっている事自体わからなかった。
4	どのような参加の機会が江別にあるのか不明であり、分からない。
5	参加の機会について、周知不十分だと思う。
6	まだ仕事があるので。
7	あまり関心がなかったせいに限られた人の参加であると思ひこんでいました。
8	学生にまで情報がまわってこないため。
9	市民参加の情報が目に入る機会があまりなくて、周知不足だと思う。具体的にどのように意見が反映されるようになるのか分からない。
10	まちづくりに参加する案内（機会）に出会わない。
11	市民説明会の機会が少ない。市の重要な事業について、積極的に機会をつくるべきです。
12	市民参加の機会が各家庭や個人に広く伝わっていないと思う。
13	だいたい、市民参加の場がどのように開かれているかを知らないのです。
14	市民側の意識、関心が薄いことも一因と思います。
15	たとえ意見があっても、これは無理だろうと考えると、意見をひっこめてしまうことも多かった。
16	イベントなどの説明がない。
17	参加したい、しやすい講座があまりない。
18	実際に市民がまちづくりに参画できる場がどのようになっているか定期的に情報提供すべきではないか。
19	市外で働いていると情報は全く入ってこない。
20	何にどのように参加すればよいのか情報があまりない。
21	機会や場の存在がどこにあるのか分からない。
22	興味がないです。
23	一部の市民だけであると思ひます。
24	私自身、何をどうする、どうできるか分からないから。
25	情報を知る機会が少ない。市のホームページだけでは不十分だと思う。
26	市民参加のPRは自治会役員段階にとどまっており、市民まで届いていない。

●まったく思わない

1	江別市職員は札幌市民だから関係ない。
2	市民参加の意味がわかりません。
3	町内での参加すらない状況だから。
4	私の注意力が不足していたかもしれないが、これまで、一市民として市の方針を聞き意見を反映できるような集会等に関する案内を知らなかった。広報に載っていたのかも知れないが、多くのお知らせの one of them ではよほど関心の高い人を除けば目に入らない。今回のアンケートは初めての機会です。
5	市として何を（どこを）目指しているのかまったく不明である 情報の公開が足りない。
6	広報えべつ、市議会だより等で見逃したと思う。
7	第15条の「分かりやすく公表」がされてない。
8	私が参加したことがないから、機会を知らない。何をしたら市民参加なのか。
9	まったく周知されていないから。
10	具体的な事例が思い浮かばないから。
11	自分も含めて知らない人がいるのに参加する、以前の問題があると思う。

問14 江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思うか

●非常に進んでいる

1	札幌と岩見沢に住んだことありますが、市が一生懸命になっていること、地域の人達の温かい雰囲気は感じました。また、子育てに力を入れているなと思いました。
---	--

●進んでいる方である

1	他の県から転居してきたが、「広報えべつ」はローカル色豊かでアットホームである。毎回読むのが楽しみ。
2	JR野幌駅のデザインを投票で決めた。
3	このアンケート調査自体からそう考えます。
4	いろいろな考えを持っている人が多いと思うので、ある程度成果が上っているようである。
5	自治会の活動についてはわかりやすく周知されていると思うから。
6	各自治会活動は活発である。
7	市民は積極的であるが、市は同じモチベーションではない。
8	ごみひろいや歩道の花壇の整備等各自治会できちんと行っているの。
9	高齢者の方々が、各種イベント会場で啓発活動等をしている姿を、よく見かける。
10	3地区がそれぞれ特徴があると思う 野幌は一応完了したと考えるので、他の地区を取り組んでは。
11	地域によると思いますが、ほとんどのまちが春になれば街路の花壇がきれいに咲き、みんなで力を合わせているのが分かります。小さな事でも協力し合っているのが分かります。
12	街路樹がきれい。
13	役所に足をはこび、話し合うことで、まあまあ解決することができ、とてもよいと思う。
14	野幌の駅前が広くきれいになった。
15	新聞の江別欄でたまに何かやってるなど見たことがあるような気がするの。町内会の回覧でも。
16	あちこちで、シルバーさんの活躍を目にします。イオン江別の「ときめいく」も続いているようです。

●あまり進んでいない

1	協働が進んでいると感じる場面がない。
2	あまり進んでいないと思います。協働による結果、成果等が見える形で伝わってきていない気がします。
3	あまり身近に感じない。
4	バス路線の見直しでも不便な地域から便数が減らされている。市民にバス利用を呼びかけているが、便数が少なければ利用もしにくいと思います。敬老パスのような利用をうながす政策が考えられてもいい（例えばバスの小型化や地域の要望をもっと聞く等）。
5	市の担当者は汗をかいて、努力しているのはわかる。市民がもっと「協働」について、他人まかせにしないで、真剣に向きあうことが大事。文句ばかりでは、本末転倒。我々が住んでいる街をよくするのだから。
6	一部賃貸アパートが自治会に組み込まれていない。自治会は協働の枝とも思えるのに、大家の志向で入れない家庭が多数あり、おかしい。
7	メインストリートの植樹帯に花を植えて街並みの美化を図っているように見えるが、一歩路地に入ると、排水溝に蓋がなく、路側帯は雑草が生えているのが現状だ。
8	自治会役員、行政の方は協働について話し合い、活動しているかもしれないが、一般市民には協働によるまちづくりが進んでいるとは思わない。
9	協働というよりも、市がほとんどが中心となっている気がする。
10	協働を実感できていない。
11	道路の清掃と路側への花の移植等の美化運動がありましたが、実行は自治会加入者に限られています。進んでいるとも言えるのですが、悪く言えば協働の実績作りのようにも取れます。
12	江別市のまちづくりに対する未来像がよく見えてこないように思います。今現在進行している野幌駅周辺の事業も、市民の意見が反映されているのか（国との意見等もあるのでしょうか）、よく分かりません。
13	やっている人とやっていない人とはっきり分かれているように思います。
14	周知不足があるのではと思うので。考えてみれば「協働」は当たり前なのですが。
15	何ができていて、何をしている途中なのか具体的に分からないから。
16	ばく然としすぎていて、結局何がしたいのかわからない。
17	まちづくりの機会があまり知られていないため。

18	形の上では「協働」でまちづくりが行われているように見えるが、実際はそれぞれの機関が単独で動いているように見受けられる。
19	今江別は、江別、野幌、大麻、どこをとっても計画性のない街づくりが進んでいると思うから。
20	個人的に協働に参加している意識がない。市政には満足しているので参加したいと思わない。
21	本条ばかりではないが「必要な事項は別に定める」という文言が多いため、実施の際の具体的な手順が不明なので活動が活発化しないと思う。
22	市内大学の学生によるまちづくり等の活動やマップ作り等を行っているのは知っているが、その活動により地域や市民が、恩恵をどの程度感じているのか。他市町村の取り組みを見ると、単なる実績作りの範疇に思える。
23	活動内容がよくわからない。
24	市は「協働」という名のもとに公助を避けて、自助の方向に誘導しているように見えます。行政が先頭に立って何事も推進してほしいものです（自治会等に各種作業・調査の依頼が多すぎます）。
25	市の行事に何も参加していないので、身近には感じていません。
26	自治会参加メンバーも高齢者が多く、エリアで協働対策に格差が生じているように思います。

### ●進んでいない

1	江別市民ではない市職員が多くいる中で協働の意識が生まれるのだろうか。市民ではない市職員に市民目線を感じない。
2	各自治会の活動に頼りすぎ。
3	札幌に近く通勤にはいいが、江別市内には目玉となる商業施設がなく、若い人等は札幌での買い物を好むし、江別自体が、江別、野幌、大麻と各々個別で一体化した物が感じられない。
4	一市民の協働といえば、市からまわってくる回覧をまわすことぐらいしかない。
5	市民も市に任せっぱなしではあるが、市も市民のために働くいわゆる「市民ファースト」の気持ちは感じられない。
6	「協働」そのものが理解、周知されていないと感じる。
7	全く進んでいません。一部の公務員しか保障されていない現実があるからです。
8	野幌駅前をどうしたいのか、どうなるのか全く解らない。ほしい施設のアンケートはあったが、実際どうなるのか、教えて下さい。
9	市の姿勢に能動感が乏しく、積極的に働きかける熱意に欠けるとい、根本的な疑問を覚える。市長並びに部局の反省を促したい。
10	多数の一般市民に浸透していない。
11	協働に参加の話聞いたことがない。
12	役割や責任について条例に明記しても市民に対しては何の意味もないと思うので。
13	協働の測定がどのようになされているのか分からないので回答は難しいが、特定企業が利益を生むような施策は本当でないのか、理念に及ぶことになっていないのかもはっきり事務局は監視してほしい。
14	進んでいるというのとはどのような状態なのかいまち想像できない。そのため進んでいない。
15	まちづくりに魅力がない。多くの大学で学ぶ学生が江別で働きたくても働く場（企業等）がなく、流出は残念です。
16	市の協働に対する働きが見えない。
17	協働とは、余りなされていないように思う。いつも市側へ要望ばかり。
18	市として協働している事が分からない。
19	市民が近隣への通勤者が多いこと、市内大学生も近隣からの通学者が多いことから、市の行財政に感心を持っている市民が少ないと思う。
20	目に見える結果が体感できないから。
21	江別市が、住みよい場所だと感じないから。
22	個々、小さなまとまりでは進んでいるのかもしれないが、全体的なまとまりがないような気がします。札幌に勤めているので、江別にはあまり表だでの関わりが感じられません。
23	町内会が衰退していると思うが、市は何もしていないと思う。

### ●分からない

1	協働で何を具体的に行っているのか、全くわからない。例えば何をしているのか、実績とか今までして来たこと等がさっぱり分かりません。
2	他の市について知らないので比較できない。
3	「協働」の定義でなく具体的な事例が不明。



4	自治会活動を通して協働させていただいている。
5	自分の生活と仕事でいっぱい、広報紙で見るくらいで、実際に進んでいると実感はできないので。
6	協働によるまちづくりとして、どの様なことがあるのかが分かっていない。
7	情報が入ってこない。知っている人は知っている参加しているのかもしれないが、興味がない。あるいは情報を知らない人にとっては、何があるのか不明。
8	今まで特に興味がなかったので。
9	考えたことがない。
10	目に見えない。
11	活動自体が分からない。何をどうするのか。
12	協働してる実感がない。
13	市自体が何をやっているのか全然聞こえてこない。
14	月から金まで、郊外で仕事をして、土、日しかないなので、まったく分かりません。
15	評価する判断基準が分からない。
16	誰が何をしているのか知らないため。
17	協働がよく見えていないと思います。
18	もっとわかりやすい文言にできないのか。
19	まちづくりに関してどのようなことをしているのかがまず知りません。町内のことに関しては、回覧板でみているのでよく分かり、参加もしています。
20	他の市と比べようがない。

## 記述式の設問

### 問13 条例第24条「市民参加の推進」の条文についてのご意見

1	パブリックコメントをメールやSNS等で送信できる場があれば、より容易に市民参加ができるようになると思います。
2	市民参加の結果や、意見がどのように反映されたのか、何によって知らしめるのか具体的に示してほしい。
3	道理に叶ったものだと思う。
4	人の前で意見を話すのは恥ずかしいです。
5	機会があると思う人がいるのなら推進すべき。私は今は必要としないが、活動が進化することで積極的に参加する可能性がある。
6	「条文」そのものは問題ないが、結果として、評価されるべき条例が生じた場合は、宣伝公表してもよいのではないのでしょうか。
7	市民側への参加呼び掛けや条文の周知が不明。
8	ばく然としていて、これを持って市民参加の推進が図られていると判断できない。
9	このままでよい。
10	少数意見が反映されるのでは。意見のかたよりがみられるので、なるべく多くの方が意見を出せる方法で、市民参加ができるように工夫すべきだと思う。
11	今のところ市長、市職員、市議会の自己満足のためにあるのかなと感じる。(定義)第2条(1)市内で働き～市内で事業一江別の大多数は札幌または岩見沢で働いている。
12	高齢化及び一人暮らしの家庭が多い中健康問題も大きく作用し、色々参加できずにいる人もいますので、自治会を利用するのもよいと思います。
13	市のホームページを利用して意見等を書き込む仕組みにする。
14	第3項「不当に不利益を…」同項前段による「不利益」は、あるとしたらすべて不当なものです。
15	パブリックコメントをもっと真剣に取り組んでほしい。
16	よいと思いました。意見をはっきり言える強い人だけでなく、弱い人の意見も上手に反映されるといいなと思います。
17	市が(市長はじめ関係機関が)正常に運営していればそれでよいと思う。
18	2の「市民の意見が適切に反映されるように努めなければならない」をまず実施してください。よく、アンケートが届き、毎回必ず意見を書いて送り返しています。無視したことはありません。でもそんな回答の一つすら生かされていると実感できたことはありません。何のために税金を使ってまでこんなことを・・・とってしまいます。市役所の職員の給料や庁舎の新築のために払ってる税金ではありません。市民の生活がよくなるために、市民参加の推進をするという意識のない人は辞職すべきです。
19	24条の、3で障がいの有無等が書かれているが、障がい者もみんなで行動できる働きが市民にあるかどうか。また、市民の考え方。
20	個人として参加することは、なかなかむずかしい。職場や地域などから入るほうが参加しやすいのでは。
21	自治会(町内会)活動を増やしては。
22	制度は、具体的、実現可能的、又は、建設的、安全性、利便性、文化的、明瞭的、市民の意見の考慮がなければならぬと思う。また、国に対しての具体的政策を表明し、江別はこうした取り組みをしているということ、顕示しなければいけないと思う。
23	そもそも市民のわがままな意見等聞いても無駄なことであり、選ばれた良識のある人達の決めたことを推進すればよいのでは。
24	具体性に欠けると思います。制度の充実に努めるとあるがどんな制度なのか。市民の意見がどのように反映されるのか等。
25	市民参加から市民参画につながる仕組みづくり。
26	市民が参加しやすく、市民の意見の内容と、その結果の振り返りを公開すべきである。
27	制度の充実に努めるには、より多くの市民の意見を聞く必要があると思う。いかに周知するか聞く機会を持つかも重要かと思う。
28	真に市(行政)と市民が連携、協働することがこれからのまちづくりとして重要と考え、「市民参加条例」も制定したのであれば、自治基本条例第24条の市民参加の推進に関する規定第1項及び2項は努力義務ではなく、義務規定とすべきではないか。
29	もっと参加しやすく、意見を出しやすくすべきだ。

30	市民の意見を反映するのはいいが、第7条の2「市民は～自らの発言及び行動に責任を持つものとする」というところに意見を出しにくくするのではないか、と思う。市職員は個人の責任を問われないのに、市民に責任を問うとする一文に異和感を感じる。
31	あたり前の事だと思います。
32	条文中「制度の充実に努める」と書かれているが具体的に制度とはどのようなものか理解できない。
33	市民参加条例の更なるPRを望む。
34	条例の内容はとてもわかりやすい文章になっていますので、内容はわかりました。私自身としましては、これといった市民参加はしていないので、いつのまにか決定されていたりして驚く事も多いです（知らないうちに介護施設が増えていたり）。
35	近年において、あたり前のようにしていることを条文で示すのは違和感がある。
36	内容については特に問題ないが、それを実現するための手段があまりに乏しい。そもそもわが家には、広報えべつが配布されていないため、市政については、他の手段を用いなければならない。しかし、ホームページからそのことを知るためには、多少の時間が必要で、情報を得るための方法が十分であるとは到底思えない。また、全国のアンケートで自治基本条例が添付されていたが、市民参加について団体的活動についての資料が一切ないことは、あまりアンケートとして効果的ではないのではないかな。
37	努力規定ですが、市役所の自己満足になるのでは。
38	条例としての必要性を全く感じない。

#### 問18 条例第25条「市民協働の推進」の条文についてのご意見

1	言葉はよいが、そもそも市のサービスや役割を市民に押しつけようとする意図が見てとれるような気がする。広報の配布や自治会の活動などきちんと考えていく必要がある。自治会に入らない人は、ゴミの収集サービスも受けられない現状を市はどのように考えているのか。
2	「協働のまちづくりを推進するための環境づくり」の具体的なイメージが付きません。
3	自治会のあり方を話し合う交流会等で、自分の自治会と他の自治会を研鑽し、活発化する必要がある。除雪と花だんも大切だけど加入数が減ってるのが気がかりです。
4	条文2の自主性、自立性は何を指しているのか、現在これらが尊重されているのか、現実を見つめなおし制度を作るべき。
5	市民協働の推進のための条例を先ず広く広めてほしい。
6	まちづくりとして鳴子まつりのファンです。もっとPRをして大勢の市民を呼んでほしいです。江別、野幌、大麻を区分けをなくし、一緒にまつりを楽しみたいです。
7	自分の住む町を住みよい場所にして行くことは行政だけではなく、一般市民が無償の協力ができる状況を作り出すことが必要と思う。もっとできると思う。
8	年齢が高いため、あまり関心がない。
9	3については、市民にとってメリットがあることは実際はこちらから問合せしなければわからないと思う。
10	私は個人的には外見が普通に見えるため、答えにくい場合が多い。不参加の場合は理由を聞かれるが答えたくない。町内会行事では白い目で見られる。
11	どれもマトモに実践できていない。市がそのために動こうとしている姿勢が全く感じられない。
12	町内会と連携して市の活動を市民に知ってもらい、参加を促していくとよいのではないのでしょうか。
13	条例があっても参加した人の話を聞いた事がない。聞ける場があれば。
14	大変申し訳ないが、市外で働いている身にはなかなか参加の機会がない。
15	もっと簡単に分かりやすく。
16	自治会に行っただけの行動・時間会わないことがあります。年に2、3回でもよいのですが、意見提出の用紙でも配って、ほしいです。
17	まず、市民がどれだけのことができるのか、市民協働のできない人がいたとしても、それを支えてあげる配慮が必要。市の活性化には、大きなことより、小さなことの積み重ねが必要。
18	宣言はこんなものでよし、必要と思えない。
19	市の環境づくりに、行政や多様な市民が日常的に交わるしかけがないといけないと思う。
20	自治会館の必要性に疑問。市や道の施設を活用すべき。
21	市民が様々な活動をするとき、市政との関連は必ず出てくるので、この条文については市民に詳しく説明する機会があればよいと思います。
22	市はあくまでも市の発展、まちづくりに注力してもらい、その後に市民に還元するべき。
23	環境作りとは何か、一番の問題点ではないか。

24	今後機会があれば参加をしてみたいです。
25	言葉が難しく、理解できない。
26	内容はともかく、広く知らしめることが必要。
27	環境づくりとは、何か、具体的に明示してほしい。
28	自治会により地域住民の生活様式（団地や商店街等）が異なり、市の施策の受皿としての住民意識に差がある。そのため、女性の活動に場面を広げるような施策が必要である。そうすることで、地域間格差がなくなっていくと思われる。
29	自治会があるので、自治会役員が常に代表となって私達自治会員に知らせてくれたり、活動してくれています。ですから協働のまちづくりは、かなり推進されていると思っています。えぼあホールの利用も充実していると思われます。
30	協働2項の重要性を感じる。
31	具体的な表現そのものがハッキリと伝わらない25条だと思う。
32	市民及び市は積極的に協働の推進に努めている。
33	1、2項は表現が抽象的すぎる。市民協働の推進の根本的具現方策を記述するべきと考える。
34	とてもよい条例だと思います。
35	25条、3項の、内容に疑問点がある。市民がまちづくりに参加しないということは、その市民の意見を反映せずにまちづくりをすることになる。このことによってその市民が、不利益と気づかないかもしれないが、意見は無視されることとなります。この場合参加しなかった市民については、考慮せずに進めるのか、それとも意見がわからない市民がいることを前提に進めるのか、よくわからない。参加しない。
36	本条例には前述した「必要な事項は別に定める」という文言が多いので、ある規準に基づく規約の審査機関からは、本条例は不適合と判断されると思う。
37	年齢、職、状況にかかわらず、全ての市民が理解できる、知る事ができるような方法が必要なのは。
38	すでに存在している市民ボランティア団体の有機的な連携が必要だと思う。
39	若い世帯と老いた世帯とのすき間が大きいと感じます。市はそこに入ることは困難ではないか。
40	具体的な絵が浮かんでこない。
41	過去に自治会役員をしましたが、「市民協働の推進」を理由にして市の仕事が自治会に流れてきている印象を受けました。健康診断の受診促進事業など。
42	働きかけ（時間をかけ人を増やす、多少の強制性）とそれからの自主性を大きくすること。
43	協働などという言葉でごまかさず、市議が市民の意見を十分に聞き、市議が責任を持って市政を進めなさい。選挙で選ばれた人が民主主義の全てです。
44	条例は当たり前な内容ばかりである、それよりも、じゃあどうやって「協働の推進」を進めるのかのプランが足りない（P・D・C・Aを考えるべき）。条件を作ったら市民が積極的に参加できるものではない。
45	条例第24条への感想と同じで、内容に実行が伴っていないと思う。
46	福祉を学んでいる大学生・院生等のボランティアとの連携を図り、幅広い年齢の方々が安心して意見を協議したり、協同作業が円満に進んでいけるよう、各企画での、市と市民間でのコーディネーター的役割で参入していただくとよいと思います。
47	もっと強く推進するべきと考える。

問23 今後の江別市における市民自治、市民参加、市民協働、自治基本条例の内容など、まちづくりを進める上でのご意見（自由記入一覧）

1. 自治基本条例（情報）	
1	広報紙は唯一の情報源として大事にしている。イベント、アウトドア情報、啓蒙講座、健康イベント等きめ細かな江別市内の情報の充実を図る一層の充実を望みたい。
2	情報誌を充実させる（若年者も興味を持つような内容にする）等の施策を講じて、江別市発展のためにがんばってください。
3	知らない人が多いので、いろいろな方法で広めるべきだと思います。誰にでも分かるように簡単にすることで、いろいろな人に伝えられると思います。
4	江別市で生まれ育ち、生活しています。市民一人ひとりが江別のことを理解し、みんなでまちづくり、情報を共有して発信し、今以上に住みよいまちになることを望みます。
5	広く市民に知ってもらえるように周知徹底に努力してもらいたい。
6	興味をもつように、もっとPRが必要だと思います。
7	中学生くらいから、知る機会があるといいと思います。

8	みんなが知らない条文では、いくら立派な事をして意味がない。しっかりと情報を発信していくべき。
9	まちづくりを進めるうえで、効果的なのは、毎月、各戸に配布される「広報えべつ」であると思います。今後とも条例等については、できるだけ分かりやすく解説して掲載することが必要だと思います。
10	市政の赤字をどのようにして解決するのですか。市民に分かるように説明してください。
11	我が家では誰一人として上の4つの項目に関して知っている者はいませんでした。PRが足りないのでは。
12	大災害時の市民対応について具体的に、自治会への行政指導を積極的に実施、高齢者対応を。特に一人住まいの市民に、活動状況を新聞等でPRすべきである。
13	「江別市自治基本条例」を読む機会を与えられたことに感謝します。
14	条文・解説共に言葉が難かしすぎる。理解ができず、分かりにくい。若い人から高齢者まで、市民目線で誰が読んでも分かりやすい内容にしてほしい。江別市民自治基本条例をソフトにやわらかくなじませてほしい。
15	「広報えべつ」等に記載があればと思います。
16	できれば自治会活動を進めるにあたって、市が積極的にPRを行ってほしいと思います。自治会の役員は好きでやっていると思っている人が多いので、市民の目を市政に向けてほしいです。
17	広報紙の全戸配布は不要。情報がほしい時はいくらでも手段がある（いつも資源ゴミです。税金の無駄使い。）
18	条例の簡明な公報（事）活動を進め、市民意識の向上に努めるよう願います。
19	市の回覧文書を自治会に押しつけ、回覧させている。その量は相当なものだ。是正されたい。
20	町内会の役員にも理解できる人が（フォローできる）いてほしい。
21	前回、何かのアンケートで広報が入らないと記入したら、その次の月から入るようになった。3カ月ぐらいたらまた入らなくなった。アパートはやっぱり入れてもらえないのか。わざわざ、コンビニか公民館にもらいに行こうとは思わない。
22	「広報えべつ」や「議会だより」（幾分マンネリ）の充実（記念行事やイベント等のトピックの全市民周知等）
23	市民にもっと分かりやすく、効果が分かるように、アピールした方がいいと思います。基本条例を読んで行動する人はまずいないと思います。
24	あらゆる機会を通じて、市民に感心を持ってもらうよう、PR活動を徹底する。
25	どのような企画があるのかを告知してほしいです。PR不足だと思います。関係者だけの参加だと思います。
26	地域社会のつながりを作っていくためのガイドラインが分からないので、知る機会を増やしていただけることを希望します。
27	江別市自治基本条例が一般市民にとって大切であることを十分に認識するためには、一般の住民と市との接触（説明会等）が必要だと思う。各自治会長等の役員の人達は認識されていると思うが、一般住民には伝わってこない。
28	江別市自治基本条例で市民に直接関係ある条文を抜粋し、市民に配布、親しんでもらう。
29	このアンケートがきてはじめて「江別市自治基本条例」という条例があることを知りました。条例を制定したときには広報やホームページ等で周知したのだとは思いますが、市民がどのくらい知っているのか、内容はどのくらい理解されているのか少々疑問です。市と市民が「協働」してよりよいまちづくりをしていこうと未来に向けて動こうとするのであれば、もっと広く市民に知ってもらえるような環境を、参加しやすく意見の出しやすい方法を、市だけではなく市民等にも協力してもらいながら、考えた方がよいと思います。きっと何かのきっかけで、参加する方が増えると思います。
30	広報は月一回見るので、その内容のPRを強化することが必要と思う。
31	「広報えべつ」の充実。
32	まずは「広報えべつ」を全世帯に配布することを望みます。市議会でも自治基本条例が過去に可決された事も分からないので、本アンケートも答えようがありませんでした。
33	そもそも「自治基本条例」自体を知らない人（自分も含め）が多いと思う。うまくアピールすることが第一。「どう生かすか？」を次の段階で考えていけるようになればと思う。
34	広報PRや広告をもっとすべき。江別に住んでいても、江別市の情報はあまり入ってきません。
35	もっと、新聞等でPRをしてください。
36	条文と解説について、もっと分かりやすくしてほしい。
37	基本的に仕事で、主人が不在ということもあり、忙しすぎて、この方面の情報を得る機会は極端に少ない。Facebook等、SNSの積極的活用を期待します。
38	分かりやすい表現を心がけないと、市民には伝わらないのではないかと思います。
39	市民が参加しやすい方法を考えるべき。市民が参加した結果（よくなったこと等）をもっと公表すべき。公表の方法も要検討。HPや広報をみんなが見ているとは限らない。
40	どこで何をやっているのか、PRに触れることがないので広告等あった方がいいと思う。

41	小学校高学年から高齢者の方々まで理解できるよう、内容を分かりやすい表現で示すパンフレット等を作成してはいるかがでしょうか（原文はこのままとしても）。
<b>2. 自治基本条例（市民協働）</b>	
42	未来の子ども達に江別市がよい町であることを大人達が一人ひとり考え、行動していかなければならないと思います。
43	まちづくりは、人口増加、江別に住み着く人の増加が必要不可欠。人口増のための江別としての施策をより一層押し進めてほしい。
44	福祉的なまちづくり、健康におけるまちづくり、高齢者に視点を置いたまちづくり、子どもを視点にしたまちづくり、自治会等災害に強いまちづくり等いろいろな分野でまちづくりについて検討しているものをまとめられないものなのかと感じます。行政の縦割を感じてしまいます。
45	超高齢化社会における市民自治、協働の推進はどのような方向性があるか、ともに考えられるような意識づけが必要か。
46	○江別市民であること ○年代の捉え方 ○地域差がないか ○男女間格差がないか 以上の事を公正かつ適正に考えてもらって、やってほしい。
47	自治基本条例の目的が、今ひとつ分からない。「市民自治を実現する目的とする」とあるが、条例の内容を見てもそうとは思えない。条例をとりあえず作った事で満足してないか。
48	第2条（4）まちづくり 現状は札幌のベッドタウンで家があるだけ。仕事も生活も札幌でという人が多いのでは。
49	市のまちづくりに関するさまざまな協議会、会合、イベント等を更に増やして行って、市民参加型の環境を整えてほしいです。自然体で参加できる空気であれば、更に意見も増えて行くと思いますし、江別市に“光”をもたらす事になるでしょう。
50	自治基本条例をはじめ拝読しましたが、この条例通りにすべて実行されることを願いますし、市民の協力が必要であることを感じました。
51	市民参加から市民参画の意識が高まれば、市民自治・市民協働の意識が高まると考える。その仕組みこそ自治基本条例に必要なのでは。
52	罰則規定に関する項目がない。
53	野幌の「まちづくり」の中で、どこに、いつ、どんな建物ができるのか、どの道路がどうなるのか、というようなことがほとんど知らされなかった。非常に不満である。
54	もっと障がい児（者）等が住みやすい町になればいいなと思います。
55	「まちづくり」は何なのか、目的は何、市のため、市民のため、個人のため、企業のため、現代風にもっと誰もが、はっきり見える具体的な言葉で記述してほしい。逆に施策の検証、立案までの市民の声を聞いて反映させるプロセスに直していただきたい。※立派な言葉を並べても心にたたくものがない。
56	市が主導するというよりむしろ、官民共同というスタイルや民意の盛り上がりからこういう活動につながってほしいと思う。
57	“だれがどんな目標に向かって何をすべきか”の「だれ」に注目し、それぞれの立場、市職員、医師会、自治会長の集まり、自治会、学校等が考えていくチームができると全体的にアップしていくのでは。
58	子どもについて、子育てのしやすいまちにすれば、たくさん若者もくると思います。
59	災害時には共助が大切だと思いますが、普段の生活で近所との交流がないため、危機管理に不安を感じています。
60	今回のアンケート調査は、今後更によりよいまちづくりを進めるためのものと解釈しているが、同封された資料では全く不十分で、ほとんど理解できず、お手上げの状態であった。経費と時間の無駄にならぬような方法を検討してほしい。
61	江別で暮らす全ての人が、生きづらさや孤独感を感じないで生活できるようになるといいですね。
62	せっかく大学がたくさんあるのだから、学生さんと協力してもよいのでは。ボランティア・地域活動に若い方が動いているところもあります。
<b>3. 自治基本条例（市民参加）</b>	
63	市民自治：市民一人ひとりが考え行動するという事ではないのでは。町内会、自治会単位での行動になるのではないのか。どういったことで、（場所、時、機会）参加行動していいのかが不明瞭。
64	若い人達の考えに従って暮らしていく。

65	仕事世代の年齢ではまちづくりに参加する時間がありません。取り組み自体に興味があって、住みよいまちになるよう協力や参加をしたいのですが、現役をおえて、健康で時間がとれなければなかなか難しいと思います。広報等は充実した内容だと思いますので、日頃はそれを参考に考えていきたいです。
66	市民の高齢化が不安です。高齢者をいかす自治会活動や、健康づくりが大切だと思います。江別市もいろいろと取り組んでいますが、どの施策にどのくらいの市民が参加しているか（日常的に）具体的に公表してほしいです。パブリックコメントも意見提出後、いつも「市で検討します」の回答。どのように検討されたのか再度知らせてください。
67	市職員一人ひとりが、市民のために情熱をもって働いているのだろうか。市職員の積極的な活動なくして市民参加はないのでは。
68	「人」の中には子ども、障がいのある人、高齢者等立場の弱い人達が含まれているのか。今一度考えを見なおすべきだと思う。それらの人達が安心して住める街が、住みやすい街だといえると思う。市民の話し合い場に、それらの人達も参加させるべき。
69	参加の呼びかけを強力にしてほしい。
70	江別市に転入して以来、賃貸から持ち家になりました。賃貸入居時は、自治会にも加入させてもらえず、広報紙ももらえませんでした。同じ市民なのに、不平等だと感じました。市民に平等に参画の機会が与えられる江別市になってくれることを願います。
71	若い方々に参加してもらえそうな活動があるといい。
72	誰でも気軽に参加できるよう心がけてもらいたい。
73	ホームページで市民の意見を提出できる仕組み、その回答を市民が参照できる仕組みがほしい。
74	都市で多くみられる若者や40～50代くらいの年齢の方の意見、参加ができればと思います。いろいろなボランティア等についても、年齢層が高く、それでよいのでしょうか。若い世代にもぜひ声かけ等が必要だと思います。
75	フルタイムで働く住民の活動参加への配慮はどのように行っていくのか。行わないのか…
76	ボランティア等は以前から何か参加できたらと思っていましたので、小さな1歩を踏み出さなければと思いました。
77	障がい者の方やペットボランティア等、お手伝いできる事があればと思います。「どこで、募集しているのか」、「江別市ではやってない」とか、分かればいいのですが。
78	市民参加できるものに関して、もう少し周知してほしい。
79	いろいろな形で参加できるようにしていただければ、と思います。
80	もっと積極的に参加の機会を増やすよう工夫をお願いします。
81	市民参加のできるものがたくさんあると嬉しいです。年を重ねても歩いてすぐのところに集えるものがあると、孤独感もなく楽しい人生になると思います。宜しく願い致します。
82	子どもが積極的に参加・活動できる環境づくりに期待しています。
83	参加を強制するようなことはやめてほしいです。
84	各種条例等がありますが、自分の生活において参加することは難しいのが現状です。今後、参加するよう考えたいと思います。
85	今後、条例についてもっと勉強して、意見・参加できるようにしたいと思います。
4. 自治基本条例（情報公開制度）	
86	市民の責務を求めるとであれば、より一層の市側の情報公開が求められるものと考えます。特に住民サービスと、任意組織である自治会の考え方については、一度整理すべきだと考えます。
87	個人情報管理を望む。条文はもう少し考えてほしい（内容について）。
88	市と市民が一緒になって、江別市の将来（少子化）のまちづくりをもっと話し合うことが必要だと思います。市職員と民間企業の若手社員を集めて合同研修会を開催するのもいいのでは。もっともっと市や市議が情報公開をすべきです（政務活動費の全公開）。
89	地域の「共助」を邪魔するのは、個人情報にこだわり過ぎることがあるように思う。本当の支援の障害になっているのではないかと。再考を強く要望する。
5. 市政について	
90	野幌駅前の開発、大麻は学生中心に自治会発足等進められていますが、江別駅前がさびしくなるばかりです。江別小学校の跡地の有効活用、江別の温泉があるにもかかわらず、利用が一般に広まっておらず、廃業した銭湯もあり残念です。

91	高齢者の足として、市長の足としても、路線バスの一層の充実を。病院だけでなく、市内各所のイベント会場に手軽に出かけられるような市内バスの配置網の整備はできないか。これが可能であれば、市民参加の充実がもっと図れると思う。
92	健康のために市民体育館と公会堂で週一、体操に行っていますが、場所とりがもう少し簡単にできないものでしょうか。体育館は仕方ないにしても公会堂は、だいたい決まった団体なのに、1か月ごとに場所とりに行かなければなりません。高齢になってきているのに、少しでも、使い易くしていただきたいです。
93	・サイクリングロードを作ってもらいたい。北広島等は綺麗に整備されていますよね。夏場だけでも近隣から人が来てくれて、お金も落としてくれるのでは。 ・野幌の再開発にも物申したいことが多々ありますが、まずはまちを明るく！繁華街がどこにあるか分からないようでは問題ありかなと…。そう簡単にいかないことは承知の上ですが。 ・札幌ドームから日ハムが移転の際、ぜひ江別へ！という熱意が薄かったです。まちづくりは千歳線沿いの市町村に負けている感があります。空港がなくても、もっと人を呼べるのではないのでしょうか。道の駅等。
94	○水道・ガス、灯油代が高い。 ○江別に入ったとたん街が暗い。 ○冬、除雪車が置いていく重い雪で車が出せない。 ○マンホールに穴があかないように除雪してほしい。
95	江別にIKEAやコストコを作してほしいです。そうすれば、札幌や他市からも、たくさんの方々が江別に足を運んでくれますし、江別を知ってもらいいいきっかけになると思います。また、三番通りから国道12号につながる道路を、もみじ台通りから大麻駅前通りの間に1本作ってほしいです。通勤時間帯に車が混雑しています（JR森林公園駅付近です）。
96	今は何も不満はありません。
97	市長をはじめ、行政の方々、もっと市民に親しまれるよう努めてください（お役人の感覚です）。
98	職員の対応を改善すべき。不親切。意見を出しても聞く耳持たず、できませんと事務的だったりする。相手の立場になり行動しない限り、何も変わらない。参加したいと思えない。
99	「江別エブリ」に何回も行きたいと思うような情報の場所になってほしい。話を聞いて行ったが、1度でいいかなと思いい残念。
100	広く市民の意見を募る必要があり、アンケート調査や市のホームページに意見を吸い上げる”窓口”を開設すべきでは。
101	人口が12万人を切ってしまっている。若い人は、札幌に出ていく人が多いと思う。野幌駅周辺にお店等たくさん増やしてほしい。
102	回りの市町村に比べ（北広島、恵庭、千歳、石狩）どんくさい。人口が多いだけで夢のない街ですね。
103	30年近く江別に居住していますが、特徴のない町だと、つくづく思っています。環境もよく12万人近くいるにも、かわらず、何をやるにも、中途半端。もったいないです。
104	市内中学校・高校への出前授業（学校に負担をかけないように）をやってください。
105	冬の3番通りの除排雪についてですが、電話対応が上から目線で説明になっていない（数年前から改善する意識が全くない）。毎年、転入者や市外からも「どうなってるの」と話題になっているほどなので、部署だけではなく、市全体で扱ってほしい（経緯や理由等納得できる説明が必要）市民全員に説明する場を設けてほしい。（広報でもよし。）
106	このアンケートの目的がよく分からない。設問内容から見て意義があるとは思えない。
107	・シニア層の増大。免許（車）の返納にともなう、その後の江別市としての援助等のしくみを強化してほしい。（例）バス券の利用。タクシーの利用等しくみがあれば免許の返納等も考えたいと思います。 ・江別市に住んでよかったという町にしてください。よろしく願い致します。
108	私の今やってほしいこと。古いと思われますが携帯電話を持っていません（種々の問題もありそうで）。野幌駅には公衆電話なし。設置してほしいですね。
109	住みやすい江別にするために、こんな事が必要だとは思わない。水道代を安くしてくれたほうが、市民の幸せになると思う。
110	所詮アライバイ作りで、他自治体の条例をパクっているだけ（他の自治体が良いと言っているわけではない）。
111	市長の顔が見えない。市長の声を聞いた事がない。町内の役員以外の方は、市長の声を聞いた人が少ない。
112	身近な問題を説明すべき。除雪や他市町村よりまずい水（薬のにおい）に感じる。岩見沢、札幌よりまずい。薬を飲んでいるようだ。
113	行政改革をもっと進めること。職員の江別に定住を進め災害対策を進めるべき。
114	行政も議会も、市民のために働いてください。国や省庁からの上意下達で働くのではなく、自治体として、市民の利益のために汗を流してください。



115	高齢者なので今のカタカナ文字については、日本語化しているものもあるでしょうが、「ワークショップ」、「パブリックコメント」、「セミナー」等ぼんやりとしか理解できない。
116	私の住んでいる地区には自治会館がありません。自治会館で気軽に大人から子どもまでふれあえるようなことができればと思います。児童館もほしいです。
117	この地に住んで9年になりますが、うちは、自治会費の他に排雪費として毎月200円払ってきました。でも、バス通りに面していて、市の排雪が入るからという理由で、1度も自治会の排雪をしてもらったことがありません。排雪費として払っているのに、1度もやってくれないというのはおかしいと思うのです。うちと同じように自治会費と一っしょに排雪費を払って、排雪してもらえない家が100件以上あるはず。バス通り全部ですから、合わせたら、すごい金額ですよ！他の自治体に聞いたことがあるのですが、バス通りでも、自治会排雪してもらっているそうです。うちの自治会だけ、なぜできないのか不思議です。
118	議員が毎日何をしているか、もっと市民に教えてほしいです。選挙の時だけ頼みに来て、その後は、知らんぷりで困惑しています。議員を増やしていいので、議員報酬を減らせばいいのでは。選挙後一度も議員さんを見たことはありません。何をしているのでしょうか？もっと市民活動に参加し、汗を流しているところを見たいです。
119	各駅へのアクセスができていない。ミニバスでよいから駅へのアクセスをどうにかしてほしい。JR最終便で帰る時はすでにバスがなく不便。病院に関しても、札幌の病院へ行く。江別の病院は安心感がない。
120	札幌市との合併。
121	・市民が季節ごとに楽しめる場所（例 美唄の東明公園）を整備してほしい。 ・21世紀の今日でもなお徐排雪に関しては、昭和時代の発想であり高齢者や弱者に対して、住みにくい状況を放置している（仕方ないというように改善しようとしていないように思われます）。 ・災害情報、福祉に関して個々への連絡（利用者の立場に立って）がなされていない。
122	こういうアンケートをインターネットを活用してできないものだろうか。
123	これからも頑張ってください。
124	最近、自然災害等の発生が多いが、いざという時の備えを全くしてなく、これから冬に向かって不安があり（地震等）、身近な生活に対しての情報の充実を願っています。
125	アンケート等安易な方法に頼るのではなく（所謂無責任な回答しか期待できないのでは）、担当者がじっくり考えることだと思います。経過の報告をしっかりと行うことが肝要です。
126	自治基本条例は読んでいて楽しくない。同じことのくり返しばかり。
127	今の市長や議員が変わらなければ、江別市はよくなる。とくに市立病院はよくない。
128	市民コンサート等、芸術活動の場や機会を増やしてほしい。
129	野幌駅周辺に2時間くらい無料の市民向けの無料駐車場がほしいです。
130	今は車社会、特に中心街から外れている市民等の参加を容易にするため、市、自治会、団体等のイベントには駐車場の確保に予算をつける等があってもよいのではないか。
131	江別市はカタカナ文字を使いすぎています。パブリックコメント、ワークショップ等、漠然とした言葉は使わず日本語で表現すべきです。
132	排水口の整備を強くお願いしたい（水が流れない）。
133	生活保護を受けている方々が希望をもてる、働く意欲が出るような仕組み、サポート等があればよいのではと思います。
134	このアンケートは本当に無作為抽出ですか。我が家には市からたくさんアンケートがきますが。
135	個人の意見が反映されない市政の感がある。
136	市民が市をつくるということは、直接市政に参加することではない。代議員制の我が国では、選挙で選ばれた人が責任をもって市政を行うべきです。外国人が市政に参加できるような制度は必要ありません。また自治会にも頼りすぎです。文書配布等、本来市が行うことです。当たり前のように自治会へ依頼することにも反対です。
137	人口減を食い止める政策を考えてください。
138	設問が分かりづらい。
139	市長、議員と一般市民との接点がほとんどない。議会開催のスケジュール公表、傍聴の推進等、もっと市民との距離を近くして、一体となって行政を進めることを願う。
140	内容を分かりやすくしてほしい。排雪の回数を増やしてほしい。

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p><b>前文</b></p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきもの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をばぐむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p>		<p>○：課題なし</p> <p>△：解説の見直し・条例のPR方法の検討が必要</p> <p>▲：現行の取り組みの見直しや更なる充実が必要</p> <p>他：その他意見</p>	

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づき議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組みをいう。</p>	<p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>▲</p> <p>△</p>	<p><b>全体</b> 自治基本条例の解説を分かりやすくしたほうがよい。</p> <p><b>全体</b> 解説書とは別に、条例を分かりやすく説明するパンフレットがあるとうよい。</p> <p><b>全体</b> 条例を説明するパンフレットを作成する際は、市民の意見を取り入れるとよい。</p> <p><b>全体</b> 条例の必要性、制定した背景について、説明があるとよい。</p> <p><b>全体</b> 条例が浸透していない。PRが不足しているのかもしれない。</p> <p><b>第2条</b> 「協働」の定義について、条文は「市民及び市」とあり、「市民同士」の協働、「市民と市」の協働という2つの意味があると理解していたが、解説では「市民と市」という1つの関係だけの説明となっている、条文よりも狭い解釈になっているのではないか。</p>	<p>・自治基本条例の解説を分かりやすく改訂してはどうか。</p> <p>・条例を分かりやすく説明するパンフレットを市民の意見を取り入れながら作成してはどうか。</p> <p>・条例の認知度を上げるためにPRが必要ではないか。</p>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p>(市民自治の基本理念)            第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p> <p>(市民自治の基本原則)            第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。            (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。            (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。            (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p> <p>(この条例の位置付け)            第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。            2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p>			

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p><b>第2章 市民</b></p> <p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に参加する権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>第1項⇒第6章を参照</p> <p>第2項⇒第7章を参照</p> <p>第3項⇒第8章を参照</p> <p>・まちづくりアンケート等各種調査への回答</p> <p>・パブリックコメントへの意見提出</p> <p>〔 H26年度 案件9件 34人 135件 H27年度 案件9件 26人 106件 〕</p> <p>・ 出前講座の利用による情報の取得</p> <p>〔 H26年度 85回 1,527人 H27年度 91回 3,639人 〕</p> <p>・ 防災訓練や避難所運営訓練等への参加</p> <p>H27年度 12,903人</p>	<p>▲</p> <p>市民にも責務があるということとを認識させていくことが必要。</p> <p>▲</p> <p>この検討委員会で市民の取り組みについて評価するのはおこがましい気がする。</p> <p>▲</p> <p>市は、市民にその責務を理解してもらったうえでまちづくりに参加してもらおうよう取り組むべきである。</p> <p>▲</p> <p>第2項については、パブリックコメントへの意見提出件数等ではなく、責任を持って、積極的に行動しているか等の内容が重要であると思う。</p> <p>▲</p> <p>市民にとって、責務を積極的に果たす意欲はあるが、何か障害があつてなかなかできないのであれば、市として障害要因を取り除く努力をしなければならぬと思う。</p>	<p>市は、市民が自主的にまちづくりに取り組みたいよう、市民の責務について分かりやすく周知する必要がある。</p>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p>(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする</p> <p><b>第3章 議会及び議員</b></p> <p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	<p>・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結 (H20)</p> <p>・民間企業等と災害時協力協定を締結 (H27年度末 45団体)</p> <p>●(株)ノーザンフロンティアと「環境学習等に関する協定書」を締結 (H24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回、市議会だよりを発行 (S60～)</li> <li>・議会ホームページの開設 (H15～)</li> <li>・委員会傍聴者に対する資料の提供 (閲覧用) (H24～)</li> <li>●議会基本条例の制定(H25)</li> <li>●委員会における請願者の陳述機会の確保 (H25～)</li> <li>●本会議のインターネット中継の実施(H26～)</li> <li>●議会報告会の開催(H26～)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問における一問一答方式の実施(H24～)</li> <li>●委員会における自由討議の実施(H25～)</li> <li>●議案に対する賛否の公開(H26～)</li> </ul>		

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p><b>第4章 市長及び職員</b></p> <p>(市長の役割と責務)</p> <p>第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p>	<p>自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施</p> <p>(H27年度 延べ669人受講)</p> <p>・育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報を提供</p> <p>●江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画～特定事業主行動計画への策定 (H28)</p>	<p>他</p> <p>▲</p> <p>・ 新人職員研修の一単位として自治基本条例について説明 (H27 33名受講)</p> <p>・ 5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施</p> <p>・ 新規採用内定者へ条例啓発パンフレット送付</p>	<p>職員に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>
		<p><b>第12条</b> 自主的に能力の向上に努めたかという観点から、必修よりも公募の研修の参加人数に着目し、この条文を検討する方が、より適切であると思ふ。</p> <p><b>第12条</b> 新人職員のみに対し、自治基本条例についての研修を行っているが、2年目以降の職員に対しても研修が必要ではないか。市民に条例を理解してもらおうためには、職員がより理解度を高めようから説明しなければならないと思う。</p>	<p>職員の条例に対する認知度・理解度を上げることが必要ではないか。</p>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例 第5章 行政運営	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p>(総合計画)</p> <p>第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。</p> <p>3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。</p> <p>4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>	<p>他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表 (H16～)</li> <li>・第6次総合計画策定に係る各界各層との意見交換の開催 (H23)</li> <li>・第6次総合計画策定に係るえべつ未来市民会議(H24)</li> <li>●第6次総合計画策定に係る行政審議会(H24～H25)</li> </ul>	<p><b>第13条</b>第1項の取り組みに、総合計画を策定したことについて、入れたほうがいい。</p>	
<p>(財政運営)</p> <p>第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p>	<p>他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント (H21～)</li> <li>・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～)</li> <li>・年1回、「財政の現状と課題」の公表 (H21以前から)</li> </ul>	<p><b>第14条</b>予算において総合計画や前年の行政評価に基づいた編成をしていくということについて、第1項で記載すべきと思う。</p>	
<p>(行政評価)</p> <p>第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。</p> <p>2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<p>他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回、評価表（評価版・改革版）を公表 (H16～)</li> <li>・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入 (H22～)</li> </ul>	<p><b>第15条</b>第1項の取り組みとして、「江別市行政評価外部評価委員会」を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入」を挙げているが、外部評価委員会は、第2項の「専門家等による外部評価の仕組み」の取り組み内容に該当すると思う。</p> <p><b>第15条</b>解説では、PDCAサイクルではなく、PDSサイクルとなっているので、変えた方がいい。</p>	



# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p>(政策法務)</p> <p>第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災)</p> <p>第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。</p> <p>2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・ 政策法務基礎研修を実施（H26年度 22人、H27年度 15人受講）</p> <p>・ 防災訓練（H21～）</p> <p>・ 避難所運営訓練（H23～）</p> <p>・ 災害対応物品整備（H17～）</p> <p>・ 災害状況をHP及び災害状況自動案内装置により市民に広報</p> <p>・ 冬期落雪事故予防研修会（H18～）</p> <p>・ 緊急貯水槽での応急給水訓練実施</p> <p>・ 北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練</p> <p>● 避難行動要支援者名簿の作成（H26～）</p> <p>● 登録制メールで災害情報・避難情報等を発信（H27～）</p> <p>・ 行政手続条例に規定（H10年施行）</p>	<p>▲</p> <p><b>第17条</b> 取り組み内容の「避難行動要支援者避難支援制度」について、市として、自治会にやってもらうよう依頼するだけでなく、自治会がやらなければならないという特命を出さないと広がっていくかと思う。地域には高齢者も多いことから、市から自治会に対して「避難行動要支援者避難支援制度」の拡充に向け強く働きかけることができなにか。</p> <p>▲</p> <p><b>第17条</b> 自治会の意識を変えていくだけではなく、行政がもっとリーダーシップをとってほしい。自治会の意識を高めるような決まりごとを市が作れないのか。</p> <p>他</p> <p><b>第17条</b> 取り組み内容の「北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練」は、以前検討した第27条「連携及び協力」にも入れた方がいい。</p>	<p>・ 市は、危機管理・防災に関する取り組みについて、自治会に一層の働きかけをして、更に連携・協力を深めることができないか。</p>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p>(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><b>第6章 情報共有の推進</b></p> <p>(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p>	<p>・ 内部通報及び外部通報受付窓口を設置 (H20～) (江別市職員等からの公益通報に関する要綱、江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱)</p> <p>・ 江別市公式HPの改修・充実 (H22・H23)、携帯電話サイト運用開始 (H22～)</p> <p>・ 広報えべつの発行 (S25～、月1回)</p> <p>・ 市の出前講座による情報提供 (H23～、H2774 講座)</p> <p>・ リーフレットやパンフレットの発行</p> <p>・ 市民が傍聴できる会議等をHPで公表</p> <p>・ 各種計画の進捗状況の公表</p> <p>・ 各種事業の説明会開催</p> <p>・ 定例記者発表 (H22～)</p> <p>・ 市HPフォトグラフィエべつ (H21.3～)</p> <p>・ 在住外国人に向けた生活情報の提供</p> <p>● SNSでの情報発信 (H28.4～)</p> <p>● 市民参加予定事業の公表 (H25～ 4月・10月)</p> <p>● 市民参加実施状況の公表 (H28～)</p> <p>● 大学版出前講座の実施 (H27～)</p> <p>● 市民活動団体版出前講座の実施 (H28～)</p>	<p>▲</p> <p><b>第21条</b> ホームページは検索しにくく、高齢者に配慮した内容とすべき。ホームページを見られない人にも配慮した情報の提供をすべき。</p> <p>▲</p> <p><b>第21条</b> 「市民の声」において、市に要望を出した市民以外にも同じような要望をもった市民がいる場合もあるため、意見内容、回答、対応について広く示したほうが良い場合もあると思う。</p>	<p>・ ホームページは高齢者にも利用されているが、情報量が多くて検索しにくいいため、使い勝手のよいものにするべきか。</p> <p>・ ホームページを見られない環境の人にも配慮した情報提供をすべきではないか。</p> <p>・ 「市民の声」に寄せられた市への要望は、内容によっては、意見、回答、対応を広く公表してはどうか。</p>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p>(情報公開)</p> <p>第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開条例に規定（H8年施行）、運用（H26年度 20件、H27年度 19件）</li> <li>・ 公文書公開請求等の受付</li> <li>・ 審議会等に関する会議の公開</li> </ul> <p>他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報保護条例（H14年施行）</li> <li>・ 個人情報開示請求等の受付</li> <li>・ 情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取り扱いなどの注意啓発</li> </ul>	<p>他</p> <p><b>第23条</b> 個人情報の取扱いについては、様々な考え方があるので、まずは小さな単位で理解を求めていき、最終的に市民の安全や豊かさにつながっていくべき。</p>	<p>他</p> <p>・ 昨年度の市民参加の実況ではパブリックコメントが多いが、多くの市民が有効だと思っっているアンケート調査や市民説明会の数は少ない状況にあり、市が行っている手法と市民が望む手法とが必ずしも一致していないのではないか。</p> <p>・ パブリックコメントという制度は、市民にあまり知られていないため、周知することが必要ではないか。</p> <p>・ 審議会等の市民委員の人数を増やすことが必要ではないか。</p>
<h2>第7章 市民参加・協働の推進</h2> <p>(市民参加の推進)</p> <p>第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。</p> <p>5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>▲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附属機関等の設置（H27年度 市民公募委員数 31名）</li> <li>・ パブリックコメントの実施（H27年度 26人 106件の意見提出）</li> <li>・ 市民説明会の開催（H27年度 4回 156人参加）</li> <li>・ ワークショップの開催（H27年度 8回 127人参加）</li> <li>・ アンケート調査の実施（H27年度 7回 6,385人回答）</li> <li>● 市民参加条例の制定、施行（H27～）</li> </ul> <p>他</p> <p>他</p> <p>他</p>	<p>▲</p> <p><b>第24条</b> 平成27年度の市民参加の実況と自治基本条例アンケート結果を見比べると、市が行っていることと市民が有効だと思うことは、必ずしも一致していないと思う。</p> <p><b>第24条</b> 市民は、関心のあるものについては回答・参加し、あまり関心のないものについては回答・参加が少ないことがアンケート結果の数値に表れていると思う。</p> <p><b>第24条</b> 市民説明会は、自由に意見を出しやすいという点で市民に求められていると思う。</p> <p><b>第24条</b> アンケートは、自ら市民参加の場を探すのではなく、送られてくるという点で行いやすいのかもしれない。</p>	<p>・ 昨年度の市民参加の実況ではパブリックコメントが多いが、多くの市民が有効だと思っっているアンケート調査や市民説明会の数は少ない状況にあり、市が行っている手法と市民が望む手法とが必ずしも一致していないのではないか。</p> <p>・ パブリックコメントという制度は、市民にあまり知られていないため、周知することが必要ではないか。</p> <p>・ 審議会等の市民委員の人数を増やすことが必要ではないか。</p>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>他</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>△</p> <p>▲</p> <p>▲</p> <p>○</p> <p>▲</p> <p>・自治会活動への支援（・江別市自治会連絡協議会への補助、●自治会活動の手引き作成（H26）、●自治会活動担い手育成セミナー開催（H26～）など）</p> <p>・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業</p> <p>【協働事例 H26：152件、H27：152件】</p> <p>・協働のまちづくり活動支援事業</p> <p>【実施事業件数 H26：8団体 H27：5団体】</p>	<p>第24条 アンケート結果では、アンケートなど受け身の市民参加は割合が高いが、パブリックコメントなど自主的な市民参加はあまり高くない。</p> <p>第24条 パブリックコメントは、市民にあまり知られていないように思う。</p> <p>第24条 審議会等の市民委員の人数を増やしていくことが必要だと思う。</p> <p>第24条 審議会委員の選任に関する情報をできるだけ公表したほうがいいと思う。</p> <p>第24条 市民参加条例の解説が難しいと思う。</p> <p>第24条 審議会等で、選任された委員以外からの市民の意見を取り入れる場合には、最適な手法について配慮が必要ではないか。</p> <p>第24条 どういう市民参加の方法があるか、参加したこととどう効果が現れたかをはつきりさせることが大事だと思う。</p> <p>第25条 協働を知ってもらおう啓発事業は良い取り組みだと思うので、継続して定期的に行ってほしい。</p> <p>第25条 中学生向けの協働の啓発パンフレットについて、配布だけではなく、カリキュラムとして組み込むことはできないのか。</p>	<p>・審議会委員の選任に関する情報をできるだけいいののではないか。</p> <p>・市民参加条例の解説が難しいため、分かりやすいか。</p> <p>・審議会等で、審議する案件に応じて、選任された委員以外からの意見を聞き取る必要がある場合には、その意見を反映でききる手法について工夫することはないか。</p> <p>・中学生向けの協働の啓発は、冊子の配付だけでなくカリキュラムに組み込めないか。</p> <p>・市民のまちづくり活動への参加を推進するためには、まちづくり活動に参加するきっかけを検討する必要があるのではないか。</p>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
	他	<p><b>第25条</b>小学生向けの自治基本条例啓発のパンフレットについて、小学生が読みやすいように、漢字にルビを付けるなどの配慮があると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が協働の自覚・意識を高めていくことが必要ではないか。</li> </ul>
	他	<p><b>第25条</b>条文が、市から市民に対してという書き方になっている。市民協働であるのに、市民と一緒にという考え方になっていないように感じる。市はこうしなければならないとは書かれていないが、市民はどうなのかあまり書かれていないと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会を市民に浸透させることが必要ではないか。</li> <li>協働についての理解を深めるため、子ども向けパンフレットの大人版を作成してはどうか。</li> </ul>
	他	<p><b>第25条</b>アンケート結果では、まちづくり活動に参加するにあたってきつかけが必要だと回答した割合が高かった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や市民活動団体の抱える課題の克服に向けた、現状の取組の充実のPほか、活動の効果的なPRの手法などについて検討してはどうか。</li> </ul>
	▲	<p><b>第25条</b>市民の協働の自覚、意識を高めていくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の協働の自覚・意識が高まり、まちづくり活動が充実することで、市民協働条例が必要になるのではないか。</li> </ul>
	▲	<p><b>第25条</b>自治会を市民に浸透させる必要がある。</p>	
	▲	<p><b>第25条</b>協働についての理解を深めるため、子ども向けパンフレットの大人版を作るといいと思う。</p>	
	▲	<p><b>第25条</b>協働の具体例を知る場が少ないため、協働のまちづくり活動支援事業に選ばれた活動を披露する場を増やせないか。</p>	
	▲	<p><b>第25条</b>自治会や市民活動団体は、担い手不足、財政難などの課題を抱えており、協働の充実には課題への対応が必要である。</p>	

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p><b>第8章 住民投票</b></p> <p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p> <p><b>第9章 他の自治体等との連携及び協力</b></p> <p>(他の自治体等との連携及び協力)</p> <p>第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市交流事業の開催（H6～）</li> <li>・札幌広域圏組合との連携、協力</li> <li>・大学連携事業（地域活性化と産学官連携体制の強化）</li> <li>・石狩地方開発促進期成会における要望・提案書の提出</li> <li>・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区計画を、北海道・札幌市等と連携して推進</li> <li>・市内大学、食品加工研究センターと連携した食関連産業の立地環境の整備</li> <li>・道央圏連絡道整備促進期成会における要</li> </ul>	<p>▲ <b>第25条</b> 市民の協働の自覚・意識が高まり、まちづくり活動が充実してから市民協働条例が必要になるのかもしれない。</p> <p>△ <b>第26条</b> 解説の中で、住民投票のしにくさ、分かりにくさを改善するとよい。</p> <p>△ <b>第26条</b> 市民が住民投票条例の制定を、直接請求する手法もあるため、直接請求手続について、もっと分かりやすく紹介するとよい。</p> <p>○ <b>第26条</b> 自治基本条例において、住民投票の規定を細かく定める必要はないと思う。</p> <p>△ <b>第26条</b> 解説にもし市民の側から請求があったらどうなるのか等の説明を盛り込む必要がある。</p> <p>他 <b>第27条</b> 主な取り組み状況の中の「大学連携事業」、「学生地域定着自治体連携事業」、「えべつ市民カレッジ」は、市内の大学との連携なので、他の自治体等との連携よりも、第25条の市民協働の推進の条文に関連すると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票という制度を分かりやすく解説すべきではないか。</li> <li>・直接請求手続という手法についても解説で紹介してはどうか。</li> </ul>

# 検討委員会における意見集約結果

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	提言（骨子）
<p><b>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</b></p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)</p> <p>第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<p>望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江別南空知4町医療連携協議会の開催</li> <li>・地域医療連携（オンライン）による患者医療情報の提供</li> <li>●学生地域定着自治体連携事業の実施（H27～）</li> <li>●自己採取HPV検査実施に関する北海道大学・北海道対がん協会との連携協定締結(H28～）</li> <li>●えべつ市民カレッジ（H26～）</li> <li>●札幌市水道局との災害時相互応援、人材育成・組織力強化に関する取り組みについての連携協力</li> </ul> <p>・自治基本条例検討委員会の設置</p>	<p>他</p> <p><b>第27条</b> 条例上は、人だけでなく市内で事業活動を行う各種団体も広く市民と捉えていることから、市内の大学を第27条の他の自治体等に位置付けるより、市民として位置付けるべきである。</p>	<p>・ 市民参加条例に基づく市民参加実施状況を毎年公表する際は、単に案件だけを公表するのではなく、単に案件だけを公表するのではなく、条例上の手続きが適正に行われているか点検した結果も併せて公表してはどうか。</p>
<p><b>第11章 条例の見直し</b></p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<p>・ 自治基本条例検討委員会において検証</p>	<p><b>第28条</b> 市民参加条例に基づく市民参加実施状況を毎年公表する際は、単に案件だけを公表するのではなく、条例上の手続きが適正に行われているか点検した結果も併せて公表してはどうか。</p>	<p>・ 市民参加条例に基づく市民参加実施状況を毎年公表する際は、単に案件だけを公表するのではなく、単に案件だけを公表するのではなく、条例上の手続きが適正に行われているか点検した結果も併せて公表してはどうか。</p>